

まちの魅力アップ応援事業補助金

平成31年4月より、中心市街地における各商店街区域等の自主的な取り組みによる調和のとれた、魅力あふれるまちづくりを促進するため、「まちの魅力アップ応援事業補助金」を創設しました。

対象区域

高山市中心市街地活性化基本計画で定める範囲

対象者

商店街振興組合、発展会及びまちづくり組織及びその組合員

事業内容

各組織の合意形成により策定された「まちづくり計画」を市が認定。その計画に沿って実施する事業に対して補助金を支給します。

「まちづくり計画」とは

各組織の現状と課題を整理し、目指すべき方針を目標として設定し、その目標を達成するために、取り組む内容（ソフト・ハード、建築物等の用途の制限、積極的に誘致したい業種・業態等）を最長5年間の計画で進めていくもの。

※高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づき、市と協定を締結した計画も対象となります。



補助対象経費及び補助率等

1. まちの魅力アップ改修事業 ※同一物件に対して1回限り。

- 建物の改修（既存建物の内外装の改修及び撤去工事）
- 道路、広場、空き地、アーケード等の機能強化を伴う工事
- ストリートファニチュア等の新設、改修、交換及び撤去工事

補助率等：2分の1以内（上限2,000千円）※複数の事業を組み合わせた場合も同じ。

2. まちの魅力アップ賃借料事業 ※同一物件に対して1回限り。

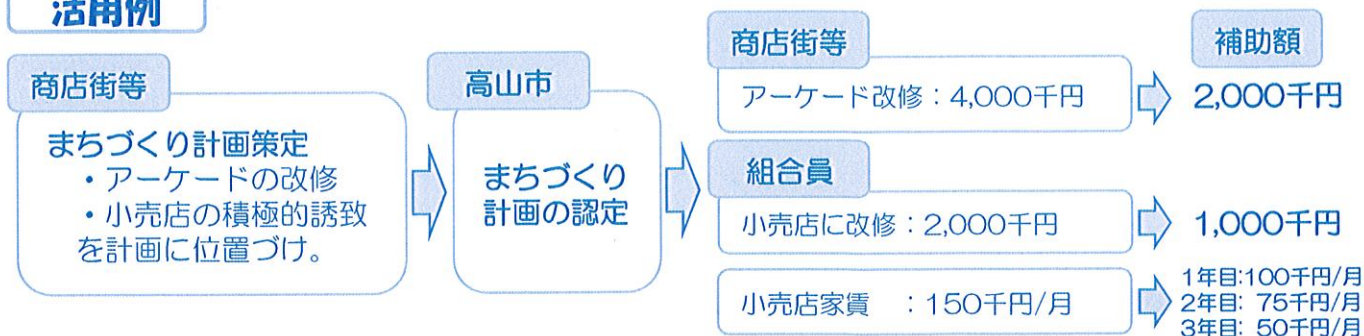
- 店舗等の賃借料

補助率等：1年目 3分の2以内（上限1,600千円）

2年目 2分の1以内（上限1,200千円）

3年目 3分の1以内（上限800千円）

活用例



問い合わせ先

(株)まちづくり飛騨高山 〒506-0025 岐阜県高山市天満町5-1 飛騨地域地場産業振興センター3階
TEL:0577-57-8765 FAX:0577-57-8764 E-mail: info@machidukuri-hidakayama.com

